

平成21年(才)第955号

平成21年(受)第1118号

決 定

上告人兼申立人 別紙上告人兼申立人目録記載  
のとおり

上記466名訴訟代理人弁護士

別紙訴訟代理人目録記載のと  
おり

被上告人兼相手方 国  
同代表者法務大臣 江 田 五 月  
同指定代理人 上 田 博 章

上記当事者間の福岡高等裁判所那覇支部平成17年(ネ)第122号嘉手納基地爆音差止等請求事件について、同裁判所が平成21年2月27日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年1月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白 木 勇

裁判官 宮 川 光 治

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 金 築 誠 志

裁判官 横 田 尤 孝